

中小企業の国内出願に対する助成制度(都内自治体等実施分) 1/2

自治体	事業名	対象出願	対象経費等(抜粋)	助成率	上限金額	お問合せ先
港区	産業財産権取得支援事業補助金	特許 実用新案 意匠 商標	・対象経費:出願料、審査請求料、登録料、産業財産権取得に関する弁理士費用 ※申請は、オンライン申請または郵送、補助金交付申請前に支払った経費は対象外(出願料及び出願に係る弁理士費用を除く) ・R8.4.13受付開始、予算額に達し次第受付終了、締切令和9年2月26日	対象経費の 2分の1	25万円(特許) 15万円(特許以外)	産業振興課 経営支援係 TEL:03-6435-4620
台東区	経営基盤強化支援		・対象経費:出願料、登録料、特許料、審査請求料、弁理士への委託費及び謝金。 ※出願・登録それぞれ申請が必要です、申請前にエントリーが必須。 ・申請日以降、R9.02.28(実績報告締切日)までに支払いが完了する経費が対象 ・R8.4.1受付開始、予算額に達し次第受付終了、申請書は郵送または窓口へ提出		20万円(最大)	(公財)台東区産業振興事業団 経営支援課 企業・人材育成担当 TEL:03-6701-8794
墨田区	知的財産権取得補助金		・対象経費:出願料、審査請求料、技術評価請求料、特許料、登録料、出願及び取得に伴う弁理士・弁護士に対する報酬、その他区長が認める経費。 ・出願日から2年以内に申請が必要 ・毎年度(一年度一回一件に限る)、予算額に達し次第受付終了		20万円	産業観光部 経営支援課 TEL:03-5608-6183
千代田区	産業財産権取得支援事業		・対象経費:出願料、審査請求料、技術評価請求料、特許料、登録料、図面作成費、電子化料金、産業財産権取得に際して弁理士・弁護士に支払った費用。 ・本制度の申請日前1年間に支払った経費が対象 ・オンライン申請(R8.4.1から)、GビズID、予算額に達し次第受付終了		20万円	地域振興部 商工観光課 産業企画担当 TEL:03-5211-4124
江東区	知的財産権取得費補助		・対象経費:出願料、出願審査請求料、特許料、登録料、電子化手数料、出願に伴う弁理士報酬費用。 ・出願日の翌日から起算して1年以内に申請が必要		30万円(特許権) 10万円(特許以外)	地域振興部 経済課 産業振興係 TEL:03-3647-2332
北区	知的所有権活用支援事業		・対象経費:(新規取得)弁理士費用、出願料、登録料、特許料、審査請求料、製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用。 ・年度内又は前年度内に、対象知的所有権を出願し、経費の支出を行うこと ・R8.4.1受付開始、R9.2.26まで		10万円	産業振興課 商工係 TEL:03-5390-1235
荒川区	産業財産権取得助成		・対象経費:出願料、登録料、特許料、審査請求料、弁理士費用。 ・特許庁出願後1ヶ月以内に申請が必要(なお、申請年度内に支払われる分に限るため、R9年3月中に出願した場合は3月末までに申請をしてください) ・R8.4.1受付開始、申請前に事前の連絡が必要		15万円	産業経済部 経営支援課 経営支援係 TEL:03-3802-3111(内:474)
足立区	知的財産権認証取得助成金		・対象経費:出願料、登録料、審査請求料・技術評価請求手数料、弁理士等費用、電子化手数料、製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用。 ・登録証の登録日から1年以内に申請が必要、申請前に連絡が必要 ・申請期間:毎年4月1日から予算に達するまで		30万円	産業振興課 ものづくり振興係 TEL:03-3880-5869
葛飾区	知的所有権取得費補助事業		・対象経費:出願料及び出願審査請求に要する経費、弁理士に支払う手数料 ・出願後1か月以内に申請が必要、複数出願可能ただし補助上限を超えない事 ・申請期間:R8.4.1～R9.3.26、予算額に達し次第受付終了 ※3月に出席予定の場合には、事前に連絡が必要		10万円	商工振興課 工業振興係 TEL:03-3838-5587
世田谷区	知的財産権取得支援補助金		・対象経費:新規取得に要する、特許料、登録料、その他手数料や弁理士費用などで区長が認めるもの(特許のみ先行調査費用も対象) ・R7.4.1以降特許庁への出願完了後に申請が必要 ・R8.4.1受付開始(予定件数や予算による制限あり)		20万円	経済産業部 経済課 TEL:03-3411-6644
練馬区	産業財産権の取得支援事業補助金	・対象経費:出願料および出願審査請求料または技術評価請求料、特許料または登録料、弁理士または弁護士に対する報酬 ・出願後1年以内に申請が必要 ・R8.4.1受付開始	10万円	一般社団法人 練馬区産業振興公社 練馬ビジネスサポートセンター TEL:03-6757-2020		
江戸川区	知的財産権の出願にかかる助成金	特許 実用新案 意匠	・対象経費:出願料、審査請求料、弁理士費用 ・出願申請書類作成～助成金申請までが同一年度内であることが条件 ・特許庁出願後に申請、電子申請ができます(GビズID取得が必要) ・申請期間:毎年4月1日から予算に達するまで	20万円	産業経済部 経営支援課 相談係 TEL:03-5662-0525	

※交付決定に当たっては、各自治体で審査があります。

※本ご案内に記載の情報は正確性を約束するものではありません。ご利用をご検討の際は、各自治体ホームページ又はお問合せ窓口までお問い合わせください。

※「事業名」をクリックすることで、各事業のホームページへアクセスすることが可能です。

裏面も
ご覧ください

中小企業の国内出願に対する助成制度(都内自治体等実施分) 2/2

自治体等	事業名	対象出願	対象経費等(抜粋)	助成率	上限金額	お問合せ先
板橋区	知的財産権取得支援事業補助金	特許 実用新案 意匠 商標	・対象経費:審査請求料、登録料、弁理士費用、その他製品及び技術の保護に直接関連があると認められる経費等(商標権の弁理士費用は上限10万円まで) ・設定登録後1年以内に申請が必要。 ・申請期間:R8.4.13~R9.3.5、予算額に達し次第受付終了、事前電話必須	対象経費の2分の1	20万円 (特許権に限り30万円)	(公財)板橋区産業振興公社 経営支援グループ TEL:03-3579-2175
文京区	知的財産権取得費補助金		・対象経費:出願料、出願審査請求料または技術評価請求料、特許料または登録料、弁理士または弁護士に対する報酬、特許先行技術調査費用。 ・知的財産権に係る出願から2年以内に申請が必要 ・R8.4.1受付開始、予算満了時点で終了	対象経費の3分の2	30万円	区民部 経済課 産業振興係 TEL:03-5803-1173
品川区	特許権取得費助成	特許	・対象経費:新規取得に要する弁理士費用、出願料、審査請求料、審判請求料、登録料(R8.4.1~R9.3.31までの期間に支払が完了するもの) ・申請期間:R8.10.1~R8.10.30		20万円	地域産業振興課 中小企業支援担当(経営支援担当) TEL:03-5498-6340
目黒区	中小企業者向け専門家活用支援事業助成金	知的財産の保護・活用	・対象経費:知的財産の保護・活用等に当たって弁理士の支援を受けた際の費用 ・受付期間:令和8年04月01日(水)~令和9年01月29日(金) ・詳細は担当部署に確認の事	対象経費の10分の8以内	10万円	目黒区産業経済部産業経済・消費生活課 中小企業振興係 TEL:03-3711-1134
立川市	立川産品販路拡大等支援事業補助金(知的財産権の取得)	特許 実用新案 意匠 商標	・対象経費:販路拡大を目的とした知的財産権の取得にかかる経費 ・申請前に事前連絡が必要 ・申請締め切りはR9.01.29、または予算額に達し次第受付終了	対象経費の2分の1	30万円(中小企業・個人事業者) 60万円(団体)	産業まちづくり部 産業観光課 商工振興係 TEL:042-523-2111(内線:2643~2645)
町田市	特許権等取得事業補助金		・対象経費:出願料(印紙代)、出願に係る弁理士手数料、特許出願審査請求料、特許出願審査請求にかかる弁理士手数料 ・R9.3.31までに経費支払が必要 ・申請期間:R8.4.1~R9.3.12、予算額に達し次第受付終了	対象経費の2分の1 (小規模企業者の場合3分の2)	10万円 5万円(商標権)	経済観光部 産業政策課 TEL:042-724-3296
青梅市	産業財産・認証出願支援事業		・対象経費: 謝金(産業財産権の取得に伴う弁理士等費用、認証に伴うコンサルタント費用)、事務費(出願料、審査請求料等の審査登録料、資料購入費、印刷製本費)、委託費(調査委託費、申請等委託費、邦訳委託費等)	対象経費の3分の2	50万円	商工業振興課 工業振興係 TEL:0428-22-1111(内線2341)
三鷹市(三鷹商工会)	工業振興事業補助金	要問合せ	・特許など工業所有権取得申請に要する経費 ・公募期間R8.06.01~R8.07.31予算に達し次第受付終了	対象経費の2分の1以内	要問合せ MAX30万	三鷹商工会 TEL:0422-49-3111
稲城市	知的財産支援事業補助金(商工会会員限定)	特許・商標など	・対象事業:特許権・商標権などの国内の知的財産権の出願に係る事業(商工会会員が営む事業に関わりのある案件に限る) ・申請期限R9.01.29、予算額に達し次第受付終了	工業部会員は対象経費の2/3以内 上記以外1/2以内	20万円	稲城市商工会 TEL:042-377-1696
八王子市	経営力強化補助金(販路拡大事業/企業力向上経費)	特許等	・対象経費:自社の製品・サービスの新たな販売先獲得を目的とした特許等の出願に係るもの ・補助対象事業の完了前(支払いが完了する前)に申請が必要 ・申請期間:R8.04.01~R9.01.31日締切、予算額に達し次第受付終了	対象経費の3分の2以内	50万円	産業振興部 産業振興推進課 TEL:042-620-7379
羽村市	中小企業経営基盤強化助成金(DX推進事業)	知的財産権等	・対象経費:【技術導入費】知的財産権等の導入経費 他 ・事業開始前に申請が必要 ・R9.03.31までに支払い等、全ての事業の完了が必要 ・申請期間:R8.04.01~R9.03.31、予算額に達し次第受付終了		10万円	産業環境部 産業振興課 商工観光係 TEL:042-555-1111(内線:656・657)
日野市	事業拡大支援事業助成金	特許 実用新案 意匠	・対象経費:出願料、審査請求料、登録料(初回納付分)、技術評価書請求料、弁理士等代理人に要する経費、その他産業財産権取得に要する経費 ・補助金交付決定日からR9.2.28までに支払が完了した経費が対象 ・申請期間:R8.4.1~R8.4.17	対象経費の2分の1以内	100万円	産業スポーツ部 産業振興課 ものづくり推進係 TEL:042-514-8442

※交付決定に当たっては、各自治体で審査があります。

※本ご案内に記載の情報は正確性を約束するものではありません。ご利用をご検討の際は、各自治体ホームページ又はお問合せ窓口までお問い合わせください。

※「事業名」をクリックすることで、各事業のホームページへアクセスすることが可能です。